

生駒駅周辺エリアの公共空間整備に向けた骨子案策定支援等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒駅南口エリア(以下「いこみなエリア」という)では、公共空間や民間の遊休資産を活用したまちの魅力創出や、いこみなエリアを含む周辺地域の価値向上に資する取組みを、公民の連携により推進するため、令和4年度に生駒駅南口エリアプラットフォーム(以下「APF」という)が設立され、令和5年5月に「生駒駅南口みらいビジョン」が策定されるなど、公民連携による取組みを進めている。

一方で、駅前商業地でありながら、専用住宅(低層建築物)と商業店舗の混在によるまちの連続性・統一感の欠如、人の集う空間の不足、空き店舗の増加等による商店街の機能低下、宝山寺門前町としての趣きの欠如などの課題があり、都市拠点として質の高い空間形成が十分に図られているとはいえない。

そこで、生駒駅周辺地区において、交通機能の維持を図りつつ公共空間を再整備することで、人が集う空間や門前町としての趣きなどを創出し「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を実現するため、過年度に実施した社会実験や庁内 WG での検討を基に、関連する調査や社会実験、地域住民・事業者等との協議などを行うことで、公共空間整備の実現可能性を高め、「生駒駅周辺エリア再整備骨子案」としてとりまとめることを目的とする。

(2) 業務名

生駒駅周辺エリアの公共空間整備に向けた骨子案策定支援等業務

(3) 業務内容

「生駒駅周辺エリアの公共空間整備に向けた骨子案策定支援等業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

32,087,000 円(税込)

なお、参考見積額が業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(2) 過去5年間(令和2年度から令和6年度)に国又は地方公共団体が発注した本業務の予定価格の3分の1以上の類似業務の受託実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとする。

類似業務:まちづくりの方針等の作成、まちなかウォークアブル推進に係る調査や都市空間の整備に寄与する社会実験の実施

- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年5月7日(水)正午まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。
※ これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和7年5月8日(木)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
 - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
 - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、企画提案書・業務スケジュールのみ
副本8部
 - ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務実績の根拠となる契約書等及びその業務内容がわかる仕様書等の写しを添付すること。

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該技術責任者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式8)

「3 参加資格(2)」に該当する業務実績を5件以内で記載すること。また、その業務内容が分かる仕様書等及び当該担当者が関わったことが分かるテクリス登録内容確認書等の写しを添付すること。

キ 企画提案書(任意様式)

ク 業務スケジュール(任意様式)

ケ 参考見積書(任意様式で内訳及び年度ごとの金額の分かるもの)

※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

<記載項目>

企画提案書は「生駒駅周辺エリアの公共空間整備に向けた骨子案策定支援等業務仕様書」に基づき、概ね以下の内容を記述すること。また、<留意事項>を加味し、作成すること。

- 想定される交通量等調査の実施位置、手法及び事例(貴社の関わりがあればわかるよう明記すること)
- 関連施策に関して想定される対応策(目的・内容)及び事例(貴社の関わりがあればわかるよう明記すること)
- 想定される案内サインの設置位置、デザイン及び参考事例(貴社の関わりも記載すること)
- 想定される社会実験の概要(目的・内容)及び効果検証の方法、参考事例(貴社の関わりがあればわかるよう明記すること)
- 骨子案作成にあたり、ロータリー利用者等の意向調査・意見交換の実施時期、手法及び骨子案への反映方策

<留意事項>

・企画提案書及び業務スケジュールには、事業者名は記入しないこと。

・企画提案書と業務スケジュールはまとめて綴じること。

・企画提案書は、表紙・目次を除きA4判10ページ以内とし、片面刷りを基本とすること。

・用紙の規格はA4判とすること。ただし、業務スケジュールはA3版とし、A4判に合うように折り込むこと。

- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・モノクロ、カラーは問わない。
- ・記載項目の他、本業務の目的を達成するために必要な追加提案を積極的に行うこと。

(2) 提出期限等

- ①提出期限 令和7年5月16日(金)16時まで(必着)
- ②提出場所 生駒市役所都市整備部 都市づくり推進課 拠点形成室
- ③提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

6 審査方法

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、審査基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和7年5月21日(水)予定

(2) 第2次審査(対面でのヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し、企画提案について対面でのヒアリング等を実施し、下記7(3)で示す審査基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

実施日:令和7年5月26日(月)予定

(3) 審査結果の通知

- ① 第1次審査…審査結果を電子メールにより通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査の詳細を、電話及び電子メールで通知する。
- ② 第2次審査…審査結果を電話及び電子メールにより通知する。

7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 業務実績・実施体制 10点/100点

評価項目	評価の着眼点	
	判定基準	
会社の業務実績	類似業務の実績(件数)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・類似業務の実績がある。(1点/件)

技術責任者及び担当者	類似業務の実績(件数) (担当者が関わったことが書類から確認できるものに限る)	過去5年間の実績(5件)を評価する。 ・類似業務の実績がある。(0.5点/件) ・担当者が複数の場合は、平均とする。
------------	--	--

(2) 参考見積書 10点/100点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容 80点/100点

項目		評価事項
1	交通量調査・検証	・交通量調査を基にした対応策の検証方法が適切か。
2	関連施策の調査	・想定される対応策が効果的かつ実現可能性があるか。
3	案内サインの設置等	・案内サインの設置場所等は、エリアの回遊性向上や観光案内に寄与するか。
4	社会実験の実施・検証	・社会実験の実施内容及び目的が、公共空間の整備に寄与するか。 ・また、検証方法が効果的か。
5	骨子案の検討支援	・意向調査等の実施方法・時期が適切で効果的であるか。また、意見の反映方策は、妥当か。
6	業務内容の理解度・ 提案内容の着眼点・ 業務に対する意欲	・本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。 ・業務に対する熱意・意欲を有しているか。
7	追加提案	・検討するにあたり、仕様書に明記されているものの他の優れた追加提案があり、本業務に相応しい内容であるか。

8 日程

公示	令和7年	4月	25日(金)
質問受付締切	令和7年	5月	7日(水) 正午まで
質問回答	令和7年	5月	8日(木) 生駒市ホームページに掲載
企画提案書等受付締切	令和7年	5月	16日(金) 16時まで
第1次審査	令和7年	5月	21日(水) (予定)
第2次審査	令和7年	5月	26日(月) (予定)
結果通知	令和7年	5月	27日(火) (予定)

契約締結	令和7年 6月 上旬	(予定)
業務開始	令和7年 6月 上旬	(予定)

9 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。また、受託候補者の特定以外には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できない。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があり、この情報に該当する部分がある場合には、提案時に文書により申し出ること。なお、プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市都市整備部都市づくり推進課拠点形成室 担当:日和、志賀

所在:生駒市東新町8-38

電話:0743-74-1111(内線)3811

電子メール:kyoten@city.ikoma.lg.jp